公用文における敬称及び文体の取扱いに関する要綱

平成19年6月29日

19川総行情第530号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公用文を市民にとって分かりやすく、親しみやすいものとするため、公用文に用いる敬称及び文体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(敬称)

- 第2条 市長その他市の機関(以下「市長等」という。)の発する文書に用いる敬称は、原則として「様」とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。
  - (1) 国、他の公共団体等が法令等で定める様式で、これによらなければならないもの
    - (例) 補助金交付申請書(〇〇大臣 〇〇〇〇 殿) 労働基準関係届出書等(〇〇労働基準監督署長 殿)
  - (2) 文書の内容、形式などから他の敬称を用いることが適当なもの
    - (例) 賞状、表彰状、感謝状等で「殿」、「君」又は「さん」を用いるもの

「御中」及び「各位」を用いるもの

- 2 市長等の収受する文書に用いるあて先は、次によるものとする。
- (1) 市が様式を定めるもの

敬称を省略し、原則として次のように表示する。

- (例) (あて先) 川崎市長
- (2) 国、他の公共団体等が法令等で定める様式で、これによらなければならないもの

- (例) 出生届(○○区長 殿)
- 3 文書を発送する際の封筒等のあて名に用いる敬称は、第1項の規定に準じ、原則として「様」とし、法人等については「御中」等とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる文書は、敬称を省略するものとする。
  - (1) 訓令(様式を除く。)
  - (2) 辞令 ただし、委嘱状その他これに準ずるものについては、敬称を用いるものとする。
  - (3) 証明書及び証書(合格証書、修了証書等) ただし、必要に応じ、敬称を用いることを妨げない。
  - (4) 契約書その他これに準ずるもの
  - (5) その他敬称を省略することが適切と認められるもの (文体)
- 第3条 公用文に用いる文体は、原則として「ます」体とする。ただし、次に 掲げるものは、「である」体とする。
  - (1) 条例
  - (2) 規則(様式を除く。)
  - (3)訓令
  - (4) 辞令
  - (5) 契約書その他これに準ずるもの
  - (6) 議案
  - (7) 不服申立関係文書
  - (8) 国、他の公共団体等が法令等で定める様式で、これによらなければならないもの
  - (9) その他「である」体を用いることが適切と認められるもの

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 公用文における敬称及び文体の取扱いに関する実施要綱 (平成2年3月1 6日付け1川総庶第988号) は、廃止する。